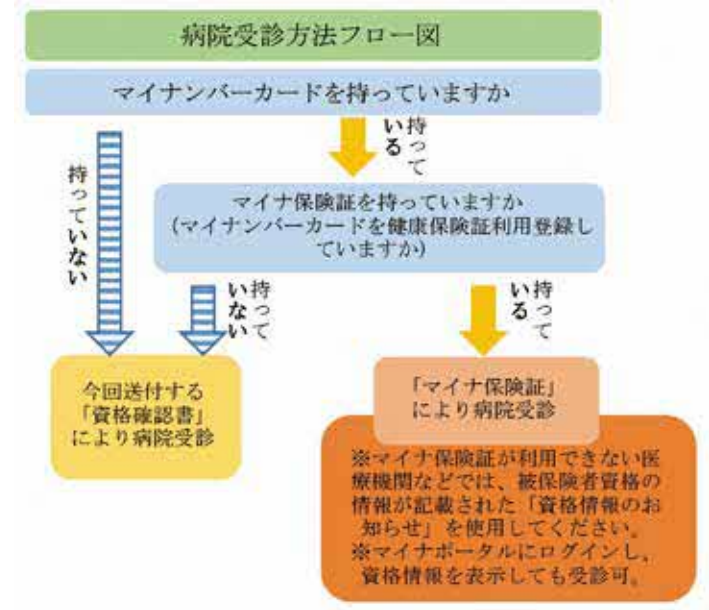


国民健康保険証の有効期限が切れた後の病院受診について

国民健康保険証の有効期限が切れた後の病院受診について

現在お持ちの保険証（緑色）の有効期限は、7月31日までとなっています。

8月1日以降の病院受診の方法については下記フロー図のとおりとなりますのでご注意ください。



国民健康保険証の有効期限（令和7年7月31日）後、マイナ保険証の保有状況により病院受診の方法が変わります。（左記フロー図のとおり）

今月中に、各世帯に保険証有効期限切替に関して、以下の書類を送付しますので、病院受診の際には、忘れずに持参してください。

マイナ保険証を持っている方へ
…資格情報のお知らせ（A4サイズ）

マイナ保険証を持っていない方へ
…資格確認書（名刺サイズ）

問合せ 健康ほけん課 ☎72-1295

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療被保険者証（保険証）および資格確認書の更新について

現在お持ちの保険証（あさぎ色）や資格確認書（桃色）の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい資格確認書（クリーム色）は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい資格確認書（クリーム色）をお使いください。新しい資格確認書（クリーム色）に記載してある自己負担割合は、令和7年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（あさぎ色）や資格確認書（桃色）は、誤使用を防ぐため、8月1日以降に裁断するなどご自身で確実に破棄してください。



自己負担割合	要 件
3 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の方がいる世帯の加入者
2 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の方がいて、「年金収入+その他合計所得」が200万円以上（世帯に2人以上の被保険者がいる場合は合計額が320万円以上）の方（自己負担割合が3割の方を除く。）
1 割	上記条件に該当しない世帯の加入者

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）」および「限度額適用認定証（限度証）」について

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）」（あさぎ色）、「限度額適用認定証（限度証）」（桃色）をお持ちの方は、7月31日で有効期限が切れますので、新しく「負担区分が併記された資格確認書」（クリーム色）を7月中旬に郵送します。8月1日からご使用ください。

問合せ 健康ほけん課 ☎72-1295

日常の備えが大切です。マイタイムライン（防災行動計画）を作りましょう。

近年の自然災害は、激甚化しており、毎年のように国内で大きな被害が発生している状況です。自然災害から自分自身やご家族を守るためにも、日頃から自然災害に対する備えを行い、防災に関する意識を高めていきましょう。



このためにも、マイタイムライン（防災行動計画）を作成し、発災時の行動を確認しておくことが大切です。

【マイタイムラインとは】

マイタイムラインは、大雨や台風、地震など自然災害から私たちを守るための防災行動計画です。計画を作成することで、避難のタイミングである「避難スイッチ」を知ることができ、また日頃から持ち出し品や避難先の確認が容易となり、避難の際、あなたやご家族が慌てず行動することができます。家族のみなさんと一緒に作成し、日頃から備えを行いましょう。

◇マイタイムライン作成ツール（熊本県HP）
<https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp/timeline/#/>



◇マイタイムラインに関する詳細情報（熊本県HP）
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/92429.html>

問合せ 総務課防災係 ☎72-1111

シート作成後は、ご自宅のわかりやすい場所に掲示しておきましょう。

「おいしく食べる力」を保つため歯とお口の健診を受けましょう！

後期高齢者医療「歯科口腔健康診査」のお知らせ

固いものがかめない、飲み込みが悪い、むせる…などの症状はありませんか？ささいなお口のトラブル（オーラルフレイル）をそのままにしておくと、全身の病気にかかりやすくなるおそれがあります。後期高齢者の歯科口腔健診では、「歯」（入れ歯などの義歯も含む）だけでなく、「お口の機能」（口の衛生状況、粘膜の異常、舌の動きや飲み込む力など）もチェックしますので、総入れ歯の方も受診することが大切です。

毎年1回歯科口腔健診を受けて、高齢期に注意したいお口の機能低下を早期に発見・予防しましょう！

- 対 象 者 後期高齢者医療被保険者（65歳以上の障がい認定の方を含む）
※介護保険施設や特別養護老人ホームなどへの入所・入居、長期入院中の方は対象外となります。
- 健 診 期 間 6月1日から12月31日までの間に1回
- 個人負担費用 400円（受診する健診機関の窓口でお支払いください）
※健診の結果、治療やより詳しい検査が必要となった場合は別料金になります。
歯科医から説明を聞いた後、ご本人が納得のうえで受けてください。
- 医 療 機 関 山都町内の全歯科医院および指定健診機関での受診となります。
また、高森町の片山歯科医院・みもり歯科医院でも受診が可能です。
※詳しくは対象者に送付しております＜受診券＞の裏面をご確認ください。
- 予 約 受診を希望される歯科医院に事前予約が必要です。



問合せ 健康ほけん課 ☎72-1295